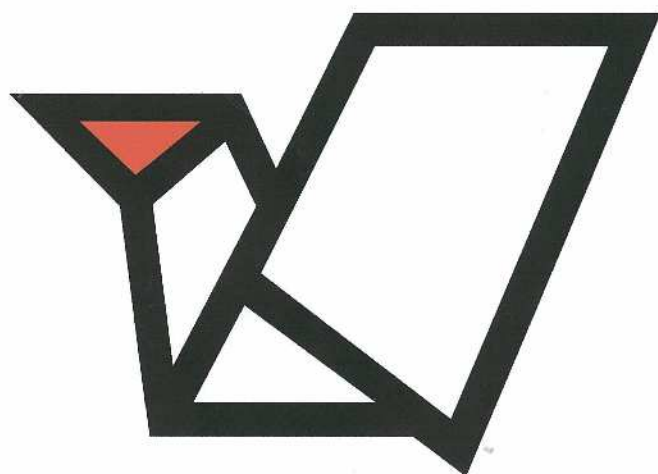


令和8年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



令和8年3月26日

令和 8 年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

令和 8 年 3 月 26 日（木曜日）

（ 目次 ）

議事日程・場所	1
付議事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の挨拶	3
諸報告	3
広域連合長挨拶	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	
・ 例月出納検査の結果及び財務監査の結果について	4
一般質問	
・ 白井正子議員	5
・ 本村広域連合長	6
・ 鈴木京子議員	7
・ 本村広域連合長	8
・ 鈴木京子議員	9
・ 仙波事務局長	10
報告の承認	
承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）	
提案理由説明	
・ 仙波事務局長	11
採決	11
議案上程	
議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	
提案理由説明	
・ 仙波事務局長	12
議案関連質疑	
・ 白井正子議員	13
・ 本村広域連合長	13
採決	13
議案第 2 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について	
提案理由説明	
・ 仙波事務局長	14
採決	14
議案第 3 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	

提案理由説明	
・仙波事務局長	14
採決	15
議案第4号 令和8年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	15
議案関連質疑	
・鈴木京子議員	16
・本村広域連合長	17
・鈴木京子議員	17
・仙波事務局長	18
反対討論	
・鈴木京子議員	19
採決	19
議案第5号 令和8年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	
提案理由説明	
・仙波事務局長	20
議案関連質疑	
・白井正子議員	21
・本村広域連合長	21
採決	21
陳情第1号 子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情	
議会運営委員会へ付託	22
休憩	22
再開	22
委員長報告	22
賛成討論	
・白井正子議員	22
採決	23
閉会中継続審査	23
議決事件の字句及び数字等の整理	23
閉会の挨拶	24
議決結果等	25
会議録署名	25
(資料)	
・議案書	
・議案説明資料	
・議場配付資料①	
・議場配付資料②	

○議事日程・場所

令和 8 年 3 月 26 日 午後 2 時 30 分 開会

於：かながわ労働プラザ 3 階多目的ホール

- 日程第 1 . 広域連合長挨拶
- 日程第 2 . 議席の指定
- 日程第 3 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 . 会期の決定
- 日程第 5 . 諸般の報告
- 日程第 6 . 一般質問
- 日程第 7 . 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 日程第 8 . 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 . 議案第 2 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 10 . 議案第 3 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 11 . 議案第 4 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 日程第 12 . 議案第 5 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 13 . 陳情第 1 号 子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情
- 日程第 14 . （追加）閉会中継続審査

○付議事件

- 承認第 1 号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）
- 議案第 1 号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
- 議案第 3 号 令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 議案第 4 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
- 議案第 5 号 令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予

算について

陳情第1号 子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情

○出席議員（18人）

1番	東 みちよ	11番	堀 りょういち
2番	清水 富雄	12番	大槻 和弘
3番	久保 和弘	13番	神尾 江里
4番	福島 直子	14番	阿部 英光
5番	藤崎 浩太郎	15番	角田 真美
6番	いそべ 尚哉	17番	山田 己智恵
7番	白井 正子	19番	鈴木 京子
8番	浅野 文直	20番	古谷 星工人
9番	嶋田 和明		
10番	河野 ゆかり		

○欠席議員（2人）

16番	横山 むらさき	18番	永井 浩介
-----	---------	-----	-------

○説明のため出席した者

広域連合長	本村 賢太郎
事務局長	仙波 浩美
企画課長	堀江 真樹
保健事業担当課長	浅野 智子
資格保険料課長	服部 敦
給付課長	田中 憲明

○職務のため出席した者

書記長	重田 康和
書記	出川 陽太郎
書記	早坂 実穂
書記	中野 遥香
書記	鷹栖 豊
書記	森田 翔子

【開会の挨拶】

○議長（清水 富雄君）

皆さま、こんにちは。議長の清水でございます。

本日の会議、円滑に進めてまいりますよう努めてまいりますので、皆さまの御協力、何卒よろしくお願いいたします。それでは、座らせていただいて進行させていただきます。

ただいまの出席議員は18名でございます。なお、事前に横山むらさき議員及び永井浩介議員から欠席の届出がございましたので、御報告いたします。よって定足数に達しておりますので、ただいまから、令和8年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の1ページの議事日程表により、順次御審議いただきますので御了承願います。

【諸報告】

○議長（清水 富雄君）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

議会閉会中に、区分7選出の戸澤幸雄議員の広域連合議会議員の辞職に伴い、令和8年1月15日に行われた広域連合議会議員補欠選挙において、永井浩介議員が選出されましたことを御報告申し上げます。

【広域連合長挨拶】

○議長（清水 富雄君）

それでは、日程第1、広域連合長挨拶を行います。

広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

昨年8月に広域連合長に就任いたしました、本村でございます。

本定例会の開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

まずは、本日、議員の皆さま方におかれましては、年度末の大変御多忙の中、当広域連合議会定例会への御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。本日は、それぞれの自治体で培われた、皆さまの知見をお借りしながら、実りある定例会にしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、当広域連合の被保険者数は137万人を超え、制度が発足した平成20年度と比べると約2倍となり、今後も増え続けていくことが見込まれています。被保険者数の増加に伴い、

保険給付費も今以上に増加し、後期高齢者の方に納めていただく保険料や現役世代の負担は今後も増えていくことが見込まれています。そのような状況の中、国においては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向け、様々な取組が講じられており、令和 8・9 年度からはこども未来戦略を実行するための財源として、子ども・子育て支援金の徴収が開始されるなど、後期高齢者を取り巻く環境は大きな変化を迎えるところでございます。当広域連合におきましては、国や県、市町村との連携を図りながら、これからも、被保険者の皆さまが日々の暮らしを安心して送っていただけるよう、引き続き、後期高齢者医療制度の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

本日の定例会には、後期高齢者医療に関する条例改正や令和 7 年度補正予算案、令和 8 年度当初予算案など、承認 1 件、議案 5 件を提出しております。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。

【議席の指定】

○議長（清水 富雄君）

それでは、日程第 2、議席の指定を行います。

議会閉会中に、選出されました、永井浩介議員の議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議場配付資料①の 3 ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、10 番、河野ゆかり議員、及び 14 番、阿部英光議員を、私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 5、諸般の報告を行います。

議場配付資料①の 5 ページから 12 ページの例月出納検査の結果についてのとおり、令和

7 年 5 月分から令和 7 年 11 月分までの例月出納検査が実施され、また、同資料 13 ページから 15 ページの財務監査の結果についてのとおり、令和 6 年度下半期及び令和 7 年度上半期分の財務に関する事務を対象とした監査が実施され、それぞれの結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第 6、一般質問を行います。

一般質問は、議場配付資料①の 17 ページにあります、一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

白井正子議員の発言を許可いたします。

白井正子議員。

○7 番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党、白井正子です。

医療費が高齢者の家計を圧迫している実態が明らかになっています。民間保険会社が昨今の物価高は高齢者の医療費にどのような影響を及ぼしているかを、過去 3 年以内に医療介護を受けた 70 歳以上に今年 1 月にアンケート調査をしたところ、3 人に 1 人が、物価高で医療費負担が以前より重く感じると回答しています。そのうち約半数が、医療費を支払うために生活費をできるだけ切り詰めて捻出している。また、最初に抑えやすい日々の食事代や冷暖房などの生活水準を切り詰めて医療費や薬代を支払っていることがわかる、としています。少しの体調不良なら、受診せずに市販薬や自然治癒で済ませている、通院回数を減らすために薬をまとめて処方してもらっているなど、声が示されています。この調査結果から、受診控えが起こっていることは明らかです。連合長として、物価高により高齢者の医療費負担が増加していることをどう把握しているのかを伺います。

次に、窓口負担については、国の医療費削減が進められる流れの中で、2022 年から、後期高齢者のこれまで 1 割負担だった人に 2 割負担が導入されました。また、がん治療など的高額な医療費の自己負担を抑える高額療養費制度について、月額負担上限額を今年 8 月と来年 8 月の 2 段階に分けて最大 38%の引き上げが決定されました。社会保険料軽減効果は月 150 円にとどまります。利用者の 7 割以上で負担増となり、重い患者ほど重い負担で命と健康を奪うものです。負担増撤回を求める署名 27 万人分が提出された中で、今国会での決定は許されません。また、高齢者窓口負担増による現役並み所得の基準を見直す議論が厚生労働省・社会保障審議会医療保険部会で始まっており、2 割・3 割負担の対象拡大、1.5 割・2.5 割への細分化などが示されており、受診控えに向かうものです。連合長として、受診控えを加速することになる窓口負担増は中止を求めるべきと考えますが、見解を伺います。

次です。国は、社会保障が高齢者に偏っていると世代間の対立をあい、医療費削減を進めています。全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋、改革工程に基づき、来年度から、公的医療保険の保険料に子ども・子育て支援金が上乗せされて徴収となります。後期高齢者医療でも新たな保険料負担増となります。負担額は被保険者ごとに異なり収入の少ない人が多い人より負担が増えることが起こります。後期高齢者医療や市町村国保は現在の保険料に対する負担増額の比率が高く、逆進性が強まります。これまで、出産育児一時金が上乗せ徴収されてきましたが、そもそも、子育て支援は社会保険の対象ではなく、子ども・子育て支援金上乗せ徴収がまかり通れば目的外負担が際限なく広がりがねない事態です。子育て支援は国の責任で公費支出こそ責任と考えますが、どうか伺います。

次に、これまで、保険料や窓口負担割合に金融所得は反映されてきませんでした。国は新たに、株式配当金など金融所得を反映するとして、マイナンバーで口座番号と紐づけ、個人情報収集する仕組みを導入する方針です。後期高齢者から始めるとしています。4～5年後には金融機関から広域連合に個人の金融所得情報が提供されることが想定されます。さらにマイナンバーによる預貯金口座の把握も同部会で議論されています。広域連合として、個人情報を扱うさらなる重責が課されることになります。金融所得の反映は、被保険者にとって、保険料や窓口負担のさらなる負担増につながるのではないかと考えますが、見解を伺います。

次に、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋、改革工程に基づき、医療費削減に向けて示されているのは、子ども・子育て支援金上乗せ徴収の実施、高額療養費の上限引き上げ、ＯＴＣ類似薬の25%追加負担に加え、窓口3割負担の拡大などです。ＯＴＣ類似薬を処方された場合に、薬剤費の25%を保険から外し、患者に追加負担を求める仕組みが2028年3月から導入されますが、負担増撤回を求める6万を超える署名にもかかわらず今国会で決定されたことは許せません。病床11万床削減、ＯＴＣ類似薬保険適用除外など4兆円の医療費削減の方向も示されています。これは、全世代対応の持続可能な社会保障制度を構築するとして、社会保障費・医療費削減政策の下で行われるもので、2026年度予算では、軍事費を9兆円と突出させ、大企業支援のばらまき予算とアメリカトランプ政権の要求に応えた84兆円もの対米投資を拡大するという大軍拡、財界・大企業優先、アメリカ言いなり予算の一方で医療費にしわ寄せがきているものです。大軍拡の中止、大企業・富裕層への応分の負担で財源をつくり、医療保険制度の充実に向けるべきと考えます。見解を伺います。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

白井議員からの御質問に順次お答えいたします。

初めに、物価高による医療費負担についてでございます。高齢化の進展や医療の高度化、

高額薬剤の開発・普及などを背景に医療費全体として増加していることは承知していますが、現時点で、物価高の影響により高齢者の医療費負担が増加している実態は、把握していません。

次に、窓口負担についてでございます。国では、令和7年11月に総合経済対策を閣議決定し、年齢にかかわらず公平な応能負担の実現に向け、検討を進めているところです。全世代が安心できる社会保障制度を構築し、次の世代に引き継ぐために、医療給付費が増え続けている現状では、一定以上の所得がある被保険者には、応分の負担をお願いしなければならないと考えています。

次に、子ども・子育て支援金についてでございます。これまでも児童手当などの子ども・子育て支援にかかる費用は、公費や企業からの拠出金が充てられていましたが、近年、少子化の進行が加速していることを踏まえ、子ども・子育て支援金制度が創設されたものです。将来の社会を支える若い世代を全ての世代、企業も含めた全員で支え合うこととし、社会保険料として拠出いただく仕組みであると承知しています。

次に、金融所得の反映についてでございます。現状において、確定申告の有無により、収入の実態は同じでも保険料や窓口負担が変わる場合があるなど、取扱いに差が生じていることが課題とされています。確定申告の有無にかかわらず、金融所得も含めて保険料や窓口負担を算定することで、不公平を解消し、より公平な負担をいただくことを目的とする制度の見直しであると承知しています。

次に、医療保険制度についてでございます。社会保障制度については、全世代型社会保障の構築に向け、国において総合的な検討を進めているものと承知していますので、引き続き、国の動向を注視してまいります。以上、お答え申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

次に、鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

大磯町の日本共産党、鈴木京子と申します。本日の一般質問は3点について伺います。

まず1点目、広域連合議会のあり方について伺うものです。第2回の定例会、これは決算を行う定例会ですけれども、こちらの方は各市町村議会の審査前に開催をされていますが、予算審査の時期は逆になっています。実際、市町村議会で保険料の詳細などを聞いても、広域連合議会はこれからだから、お答えできません、と大磯町議会で言われております。これは順番が逆だと思います。困惑する限りなのですが、どのようにお考えでしょうか。もう1点は、議員は全市町村から選出すべきで、任期も1年では短すぎます。定例会を2回経験したらおしまいでは、議論が終わらないと考えております。見直しの必要性の認識を伺うものです。

2 項目めは健康診査についてであります。実施率、これは受診率というのですね、受診率が自治体で異なっていますけれども、理由をどう捉えていらっしゃるでしょうか。また、受診率向上への考えについて伺います。自治体間の情報共有はどのようなになっているのでしょうか。認知症予防について、聴力の維持というのが大変役に立つというふうにいわれています。その中で、聴力検査をしていない自治体が多いと思いますが、広域連合としてその項目を加えないのはなぜでしょうか。骨密度測定も必須だと思いますが、どうですか。また広域連合の保健師の活動についても伺います。

3 項目めは医療情報の扱いについてです。国はシステムの標準化により、膨大な個人情報収集、集約、集積をしています。広域連合のデータはどのような項目でどう利用されているのか、マイナ保険証の利用で、本人の知らないうちに企業が情報を流用しているのではないのでしょうか。確認したいと思います。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

鈴木議員からの御質問に順次お答えいたします。

初めに、広域連合議会のあり方についてでございます。当広域連合議会の定例会は、各市町村議会の日程等を考慮し、この時期に開催しています。また、当広域連合議会の議員は、各市町村民の代表としてはなく、広域連合区域内全体の代表として位置づけられ、なるべく公平に住民の意見を反映させるために、県内を8つのブロックに分けて選出されており、議会運営の効率性と、公平性の観点から、現在の選出方法及び任期は妥当であると考えています。

次に、健康診査についてでございます。健康診査は、市町村ごとに実施されており、被保険者への積極的な周知、効果的な受診勧奨、受診しやすい環境づくりなどの市町村の工夫が、受診率に影響していると考えられます。また、受診率の向上には、市町村との連携が重要と考えており、当広域連合においては、地域情報誌を活用した被保険者に対する周知・啓発を行うとともに、令和8年度からは、受診率が向上し、かつ、一定の条件を満たした市町村に対する補助制度を新設しました。併せて、効果的な取組を研修会において共有し、更なる受診率向上に努めてまいります。

次に、聴力検査と骨密度測定についてですが、健康診査の基本項目は、生活習慣病の早期発見や重症化予防のため、国の調査・研究に基づき設定されています。聴力検査、骨密度測定ともに基本項目とされていないことから、実施主体である市町村に対して推奨することは考えていません。

次に、当広域連合の保健師の活動についてですが、保健師は健康診査の結果などを踏まえ、市町村ごとの後期高齢者の特性を把握し、高齢者保健事業の量の増加と質の向上につながるよう市町村の医療専門職に支援や助言を行っています。

次に、医療情報の取扱いについてでございます。広域連合電算処理システムにおいて、住所、氏名、生年月日をはじめ、被保険者番号、所得情報、診療情報、その他業務に必要な情報を管理し、資格確認書の発行や医療費の給付などの後期高齢者医療制度の業務に利用しています。また、マイナ保険証を利用している方の情報についてですが、被保険者本人の同意なく、企業等がその情報を利用することは無いと認識しています。以上、お答え申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

それでは、再質問をさせていただきます。

まず、広域連合のあり方についてですけれども、時期については妥当というふうに言われていますけれども、神奈川県を除く関東の各首都圏や山梨県などは広域連合の議会を1月・2月に開き、予算の可決後、市町村で審議をされています。神奈川県の広域連合もこのように市町村より先に予算案を審議すべきと考えます。保険料が広域連合で決まる前に市町村議会で可決されるのは理にかなっていないと思います。今一度、考え方を述べてください。それから、広域連合区域内の全体の住民の代表の位置づけと触れていますけれども、ブロックの意見聴取などについて課題はないのでしょうか。千葉県、茨城県、栃木県はすべての市町村から議員が選ばれています。まずは、議会のインターネット配信や動画の視聴を可能にするなどから始められないのでしょうか。伺います。

2 項目めについては、受診率に対しては、各市町村の工夫によるということですね。調べてみますと、やはり、横浜、川崎などの大都市圏は低いようであります。それについては、全国的に見て神奈川県がどのような受診率になっているのかお答えください。それから、広域連合の健康診査をネット検索すると、受診手続きは市町村で異なると書かれています。また、受診項目については分かりません。項目は市町村で異なるとは思いますが、異なるのであれば、独自の項目を入れられるのではないのでしょうか。受診者に対し、一人当たり 10,000 円を広域連合が市町村に補助していますけれども、項目を増やした場合の上乗せ補助はありますか。先ほど、新たな補助制度を新設するというお答えがありました。本人負担が軽くなれば、受診率の向上につながるのではないかと考えますが、どうでしょう。

3 項目めについてなんですけれども、マイナ保険証の利用で本人の知らないうちに企業が情報を利用しているのではないかと、という私の質問に対して、ないと認識しているという答弁がございました。ここで問題は、マイナ保険証を作るにあたっては、マイナポータルというサイトから入っていくわけなのですけれども、いろいろ細かい規定がありまして、最後の同意しますのボタンをクリックしないと次に進めないという、そういう仕組みがとられているのではないかと。ですから、同意はしているけれども本人がよく理解しないという

ちに、企業が本人の利用情報を利用しているということは考えられないのかという再質問をさせていただきます。再質問は以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いいたします。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

鈴木議員からの再質問に対して、私からお答えいたします。

初めに議会のあり方についてですが、当広域連合では議会へ提出する議案や、広域連合の制度運営、行政運営に係る重要事項については、県内全ての市町村長が構成員となる運営協議会、及び後期高齢者医療の主管課長を構成員とする幹事会での審議により、合意形成を図っております。先ほど連合長が御答弁を申し上げましたとおり、当広域連合議会の定例会の開催時期は、市町村議会の日程等を考慮しておりますので、見直しを行う際は、県内市町村の意見を聞きながら、合意形成を進める必要があるものと認識しております。

次に、議会中継についてですが、当広域連合議会の議場は、条件にあう施設を議会の開催の都度借り上げており、また、当日の運営は限られた人員から必要数を確保していることなどから、円滑な議会中継を実施するためには様々な課題の整理が必要となります。これらの実情を考慮いたしますと、現在の議場における傍聴及びホームページ上に会議録を公開する方法が妥当であると考えております。

健康診査の受診率についてですが、神奈川県の実受診率は全国平均を下回っている状態が続いておりまして、国が目指す受診率30%には達していないため、受診率向上の取組が必要と考えております。

次に、健康診査の検査項目についてですが、市町村の状況などにより異なっておりますが、国が定めた項目以外を独自項目として実施することは可能です。なお、国の補助の対象とならない独自項目について、現状、当広域連合が独自に予算措置をして、上乗せ補助をしているものはございません。

次に、個人情報の取り扱いについてですが、当広域連合電算処理システムは、インターネット環境とは完全に分離された、閉域ネットワークで維持管理されています。また、マイナポータルから民間への情報提供は、本人の同意なく行うことはないものと認識しております。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第7、承認第1号、訴えの提起の専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

承認第 1 号について、御説明申し上げます。議案説明資料の 1 ページ、資料 1 を御覧ください。

1、趣旨ですが、損害賠償請求権に基づく訴えの提起について、地方自治法第 292 条において準用する、同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同法第 292 条において準用する、同法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

次に、2、訴えを提起する理由ですが、医師、小西悠太郎が、診療報酬を不正に請求し、当広域連合は請求に基づき支出を行ったため、訴えによりその支払いを求めるものです。

次に、3、専決処分理由ですが、当該医師による不正請求は、高額かつ非常に悪質であり、自主的な返還が見込めない状況であるため、逮捕後速やかに債権回収を行う必要があります。また、当該医師は虚偽の届出により死亡した扱いになっており、住所地への訴状送達が困難な状況であったため、当該医師が勾留されている間に、勾留場所へ訴状を送達する必要がありました。以上の理由により、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったため、広域連合長において専決処分いたしました。

次に、4、訴えの提起の概要ですが、相手方は、医師、小西悠太郎です。事件の要旨は（1）から（7）のとおりですが、当該医師は、実際に診療していないにもかかわらず、神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者が千葉県に所在した医療機関を受診したこととし、当該医療機関の名義を利用して診療報酬を不正に請求し、当広域連合は請求に基づき、支出を行ったため、訴えを提起するものです。請求の趣旨は、損害賠償金 1 億 7,536 万 1,700 円の支払い、及び遅延損害金の支払い、並びに訴訟費用の負担を求めるものです。訴訟遂行の方針は、判決の結果必要があるときは上訴し、相手方が支払いに応じない場合は、強制執行の申し立てを行います。

なお、別冊議案書の 1 ページから 4 ページに、議案書、専決処分書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。当該専決処分について、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

承認第 1 号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。承認第 1 号を承認することに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第8、議案第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第1号について、御説明申し上げます。議案説明資料の5ページ、資料2を御覧ください。

1、条例改正の理由ですが、子ども・子育て支援金制度の創設に係る関係規定の整備を図るほか、基礎賦課額の所得割率、均等割額、賦課限度額及び低所得者に対する均等割額に係る所得判定基準等の所要の改正を行います。

次に、2、条例改正の内容ですが、（1）保険料の賦課額に係る規定の改正、（2）令和8・9年度の基礎賦課額の保険料率の改正、こちらにつきましては、所得割率を現行の10.08%から10.30%に、均等割額は現行の45,900円から52,531円に改正いたします。次に、（3）子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額に係る規定の追加、（4）子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に係る規定の追加、（5）子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用に係る規定の追加、（6）令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率に係る規定の追加、こちらにつきましては、所得割率を0.25%、均等割額を1,330円といたします。（7）基礎賦課額の賦課限度額の改正、こちらにつきましては、現行の80万円から85万円に改正します。次に、（8）子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額に係る規定の追加、こちらにつきましては、賦課限度額を2万1千円とします。次に、（9）子ども・子育て支援納付金賦課総額に係る規定の追加、（10）低所得者に対する均等割額に係る所得判定基準に関する規定の改正、こちらにつきましては、5割軽減の基準のうち、30万5千円を31万円に、2割軽減の基準のうち、56万円を57万円に改正します。次に、（11）令和8年度及び9年度における保険料の減免の特例に係る規定の追加、こちらにつきましては、基礎賦課額の被保険者均等割額7割軽減対象者について、さらに0.2割減免を行います。次に、（12）その他所要の規定の整備でございます。

次に、3、条例の施行日ですが、令和8年4月1日を予定しております。

なお、資料の7ページから15ページに新旧対照表を、別冊の議案書の6ページから10ページに条例案を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。議場配付資料①、19ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第1号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。白井正子議員の発言を許可いたします。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党の白井正子です。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について議案に反対する立場から質問します。2年ごとに改定される医療分の保険料が引き上がり、加えて、2026年度から子ども・子育て支援金制度が施行されることに伴い、医療分の保険料とは別に2026年度分の子ども・子育て支援金分の保険料が上乗せされて徴収となります。さらに2027年度は段階的な引き上げが想定されます。保険料の上昇を抑制するために神奈川県にある財政安定化基金の取り崩しが行われますが、それでも、年間一人平均保険料が10万6,423円から12万1,018円へと約1万5,000円の引き上げで、大幅な負担増となります。国は実質的な負担増にならないと説明してきましたが、まさに実質的負担増であり、高齢者の納得は得られないと考えます。国の責任が問われています。神奈川県と県内33市町村の国保等及び後期高齢者広域連合として、国に対して、実質的な負担増となる場合は必要な財政支援を求める要望書を提出していることを承知しています。その考え方を伺います。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

白井議員からの御質問にお答えいたします。

新たに子ども・子育て支援金分の保険料を御負担いただくにあたっては、被保険者の理解促進を図るための資料作成及び周知、実質的な負担増となる場合の財政支援措置等が必要であると考え、神奈川県及び県内保険者とともに、保険料率算定前の令和7年12月に、国に対し要望したものでございます。以上、お答え申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

それでは、議案第1号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第1号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって、本件は原案どおり可決されました。

【令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第9、議案第2号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第2号について、御説明申し上げます。議案説明資料の17ページ、資料3を御覧ください。

1、補正予算額ですが、3億3,676万8千円を増額し、一般会計の予算総額を、46億5,949万5千円とします。

次に2、補正の内容の（1）歳入ですが、令和6年度からの繰越額が確定したことに伴い、繰越金を3億3,676万8千円増額いたします。次に（2）歳出ですが、一般管理費について、6年度の国庫補助金の精算に伴い、国への償還金として2,196万9千円増額いたします。また、標準システムクラウド化後の稼働率増加に伴い、使用料及び賃借料として8,243万6千円増額いたします。また、財政調整基金費について、6年度繰越額の確定に伴う基金への積立金を2億3,236万3千円増額いたします。次に、参考として今回の補正予算を踏まえた7年度末における財政調整基金の残高見込みを掲載しております。

なお、別冊の議案書の11ページから23ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

議案第2号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第2号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第10、議案第3号、令和7年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第3号について、御説明申し上げます。議案説明資料の19ページ、資料4を御覧ください。

1、補正予算額ですが、86億9,841万7千円を増額し、特別会計の予算総額を、1兆1,795億3,769万4千円とします。

次に、2、補正の内容の（1）歳入ですが、令和6年度療養給付費負担金等の精算に伴い、市町村負担金を3億9,745万8千円減額するとともに、6年度分の精算に伴い、国庫負担金を

1億3,181万円増額いたします。また、6年度からの繰越額が確定したことに伴い、繰越金を89億6,406万5千円増額いたします。次に（2）歳出ですが、基金積立金について、6年度繰越額の確定等に伴う基金への積立金を、療養給付費等支払準備基金に68億587万3千円、保健事業費等支援基金に1,808万5千円、それぞれ増額いたします。また、6年度の国庫負担金等の精算に伴い、国への償還金として、18億7,445万9千円を増額いたします。参考として、20ページに今回の補正予算を踏まえた7年度末における療養給付費等支払準備基金及び保健事業等支援基金の残高見込みを掲載しております。

なお、別冊の議案書の25ページから37ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

議案第3号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第3号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

総員起立であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和8年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第11、議案第4号、令和8年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第4号について、御説明申し上げます。議案説明資料の21ページ、資料5を御覧ください。

1、予算案の全体概要ですが、令和8年度の一般会計の予算総額は、庁内システム及び標準システム端末の機器更新等に係る経費の増加や令和9年度の資格確認書等の一斉更新に向けた財政調整基金への積立て等により、対前年度比、8億9,267万2千円増額の51億1,249万2千円となっております。

次に、2、歳入についてですが、（1）総括表と（2）主な増減要因を、併せて御覧ください。まず、分担金及び負担金は、県内市町村からの共通経費負担金にあたるもので、被保険者数の増加や物価高騰などにより、対前年度比、4億8,824万8千円増額の35億8,736万5千円となっております。国庫支出金は、制度改正に伴う周知広報経費等に係る特別調整交付金の増などにより、対前年度比、9,231万4千円増額の7億7,003万3千円となっております。財政調整基金からの繰入金については、庁内システム及び標準システム端末機器更新等に伴う費用等の増により、対前年度比、3億505万円増額の7億4,520万5

千円となっております。

次に 22 ページ、3、歳出についてですが、こちらも、（１）総括表と（２）主な増減要因を、併せて御覧ください。まず、総務費の広域連合運営管理費は、庁内システム端末の機器更新等に係る経費等の増により対前年度比、1 億 4,187 万 1 千円増額の 3 億 150 万 2 千円となっております。資格管理事業費は、資格確認書等一斉更新がないことによる通信運搬費等の減により、対前年度比、3 億 252 万 2 千円減額の 2 億 4,222 万円となっております。医療費適正化事業費は、人件費高騰等に伴う委託料の増により、対前年度比、6,500 万 3 千円増額の 8 億 2,005 万 2 千円となっております。電算システム関係費は、標準システム端末の機器更新等に係る経費等の増により、対前年度比、6 億 8,311 万 9 千円増額の 18 億 6,720 万 6 千円となっております。財政調整基金費は、令和 9 年度資格確認書等の一斉更新に向けた財政調整基金積立金の増により、対前年度比、2 億 1,647 万 7 千円増額の 2 億 1,905 万 8 千円となっております。各事業の詳細については、次の 23 ページ、8 年度広域連合一般会計予算案事業別一覧に記載しておりますので、御参照ください。

22 ページに戻っていただきまして、4、基金の状況ですが、財政調整基金の 7 年度末の残高見込みは、12 億 4,374 万円となっております、これに、8 年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、8 年度末の残高は、7 億 1,759 万 3 千円を見込んでおります。

なお、別冊の議案書の 39 ページから 61 ページに、議案書及び予算書を掲載しておりますので、併せて御覧ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。議場配付資料①、19ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第 4 号について、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。鈴木京子議員の発言を許可いたします。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

大磯町の日本共産党、鈴木京子です。議案第 4 号、令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計について、通告のとおり、3 点質問いたします。

1 点目は、資格管理事業費についてです。令和 8 年度の確認書の扱い、これは新規に 75 歳に到達をして配付される方、また、神奈川県外から後期高齢者の方が転入してきた場合、そして、資格確認書を紛失するということもあり得るので、かなり混乱は必至と考えていますが、どうでしょう。マイナ保険証の期限切れ、これはカード本体の期限切れもありますし、それから保険証の期限切れ、搭載切れ、こういったこともあると思いますので、対応について伺います。そして、マイナ保険証の利用見込みについても、見込みをお示しくください。

2 点目は、電算システム関係費についてです。システム関係の委託先、そして今後の見通し、これは経費やデータ項目など含めて伺います。システム標準化の進捗によるとプラ

イバシーの方はどうなりますか。

3点目は、広報広聴活動関係費について伺います。広聴の具体策とはどのようなことになるのでしょうか。質問は以上です。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

鈴木議員からの御質問に順次お答えいたします。初めに、令和8年度の資格確認書の扱いについてでございます。当広域連合では、9年7月末までの資格確認書を既に交付しており、有効期限内に紛失した場合には再交付します。8年8月以降に新たに被保険者となる方については、85歳以上の方には一律に資格確認書を交付し、84歳以下でマイナ保険証を保有していない方には資格確認書を、保有している方には資格情報のお知らせを交付する予定です。

次に、マイナ保険証の期限切れへの対応についてでございます。スマートフォン搭載のマイナ保険証は有効期限が切れると使用できなくなりますが、マイナンバーカード本体は期限切れ後も3か月間は引き続き使用でき、その間に資格確認書を交付します。また、マイナ保険証の利用見込みについてですが、年齢到達により新たに加入する被保険者のマイナ保険証の利用率が高いこと、資格確認書の一律交付がなくなることなどから、今後もマイナ保険証の利用率は上昇していくものと考えています。

次に、電算システム関係費についてでございます。当広域連合電算処理システムの運用に係る委託先は、神奈川県国民健康保険団体連合会の予定であり、その費用については、昨今の人件費等の上昇の影響により、今後も増加傾向にあるものと考えています。また、データ項目については、国において制度改正等がなければ、変更は生じないものと考えます。次に、標準化の進捗についてですが、令和6年度末に国のクラウド環境に移行しており、8年度は端末等の更新を行う予定です。個人情報に係る、情報セキュリティへの対応についてですが、電算処理システムは、広域連合や市町村職員、受託者のうち事前に登録された者しか利用できないよう制限し、かつ、利用は業務に必要な情報に限定するなど、情報セキュリティの確保に努めています。

次に、広聴の具体策についてでございます。当広域連合では、登録モニター制度において意見聴取を行っているほか、コールセンターに問合せのあった方に対して行う年3回の電話アンケートなどを活用し、制度運営に役立てています。以上、お答え申し上げました。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

鈴木京子議員。

○19番議員（鈴木 京子君）

鈴木京子、再質問をいたします。

まず、1点目の資格管理事業費についてです。健康保険証に対し、政府は混乱を認め、期限の切れた保険証も今年の7月まで有効とする、期限の延長を打ち出しました。広域連合では新たに75歳で加入された方や、他の都道府県から引っ越しされた方に対して、全員に令和9年7月までの仮の資格確認書を発行すべきと考えています。先ほどの答弁ですと、8月以降は85歳未満の方に対しては、マイナ保険証を利用した方については、資格確認のお知らせを交付するというだけでありましたが、全員が理解をするというふうに考えてはいけないと思っています。資格情報のお知らせを届けても100%開封されるかさえ分かりません。資格情報の理解を得ることも難しいのではないのでしょうか。保険証について相談を受けるのは、広域連合より身近な市町村になると思います。混乱回避のために広域連合で職権交付を行う考えはありませんか、再度伺いたいと思います。

2項目めの電算システム化の経費についてですが、システム関係の委託先がいわゆる国保連とのことですが、国保連がシステムの構築をしているのではなく、その先にIT関連事業者の存在があると考えます。データ管理や運用の詳細について、広域連合は承知をされているのでしょうか。

3項目め、広報広聴の関係ですが、今、コールセンターだけ年に3回電話アンケートをしているということです。その結果についてはどのように役立てていらっしゃるのでしょうか。保険料や窓口負担が重いなどの声は、直接市町村にいく場合が多いと思いますが、どうされているのでしょうか。伺います。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いいたします。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

鈴木議員からの再質問に対して、私からお答えいたします。

初めに資格確認書の交付についてですが、マイナ保険証は過去の健診や医療データに基づいた、最適な医療を受けられるなどのメリットがあり、マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行を進める観点から先ほど連合長が御答弁申し上げたとおり、令和8年8月から運用を見直す予定です。また、家族などの付き添いがないと御自身でマイナ保険証での受付が困難な方など、資格確認書が必要な方には申請により交付できる旨、引き続き様々な機会を捉えて周知してまいります。

次に、再委託に係る情報管理についてですが、受託者と同様に再委託申請時に、再委託先の事業者に関するプライバシーマーク等の個人情報保護に関する資格等を添付した個人情報取扱状況報告書の提出を求め、申請内容を確認した上で、承認を行っています。また、必要に応じて、広域連合が再委託先の作業現場への立入検査を実施することで、情報セキュリティの確保に努めています。

次に、意見聴取についてですが、登録モニター制度やコールセンターへの入電アンケートにより、意見を聴取、集計し、当広域連合の広報紙の掲載内容の充実や健康診査事業等

の広報手法のニーズ把握に活用しており、引き続き被保険者の声を制度運営に役立てるよう努めてまいります。また、コールセンターなどに届いた様々な御意見などについては市町村とも共有をしております。以上でございます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

鈴木京子議員。

○19 番議員（鈴木 京子君）

議案第4号、令和8年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算に反対のため、討論いたします。

言うまでもなく、医療は命と直結します。今までは、1種類の保険証で医療にかかることができ、保険証があれば、期限切れで医療費を全額窓口負担するようなことはありませんでした。今は、マイナ保険証、資格確認書、資格確認のお知らせの3種類の意味を理解しなければならない時代に陥っています。高齢者に負担を強いる制度設計そのものに反対します。保険証をめぐる混乱は政府のマイナ保険証の押付けからくるものですが、広域連合として職権交付で今までのようにマイナ保険証の取得や年齢に関わらず、資格確認書を全員が持てるようにすることは可能です。しかし、残念ですが、特別に申請がある場合は資格確認書を交付するという答弁でありましたけれども、これは不十分だというふうに判断いたします。年度途中で柔軟な対応を求めます。

○議長（清水 富雄君）

鈴木議員、すみません。ちょっと止めていただいて。これについては、2回目の再質問ということではなく討論としてでよいですね。

○19 番議員（鈴木 京子君）

討論です。

○議長（清水 富雄君）

確認です。討論としてお願いいたします。

○19 番議員（鈴木 京子君）

討論いたします。システム関係費にあっては、国の動向に左右されますが、個人に属する医療情報の利用については、多くの被保険者が理解をしている状況ではないため、賛成できません。維持に関する経費が増大すると考えられます。また、データのやり取りがどうなっているのか被保険者に説明できなければなりません、こちらも不十分で納得しかねます。

広報広聴、特に広聴については、広く充実させていただきたいと思います。討論は以上です。

○議長（清水 富雄君）

以上ですので、討論を終結します。これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第4号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【令和８年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第12、議案第５号、令和８年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

仙波事務局長。

○事務局長（仙波 浩美君）

議案第５号について、御説明申し上げます。議案説明資料の25ページ、資料6を御覧ください。

1、予算案の全体概要ですが、財政運営期間の1年目となる令和８年度の特別会計の予算総額は、被保険者数の増加などにより、対前年度比、660億3,788万5千円増額の1兆2,368億7,716万2千円となっております。

次に2、歳入については、（１）総括表と（２）主な内容と増減を、併せて御覧ください。まず、市町村支出金の保険料納付金の現年度分は、子ども・子育て支援納付金分の新設及び被保険者数の増加などにより、対前年度比、211億6,623万円増額の1,665億76万1千円となっており、収納率は99.52%を見込んでおります。基盤安定拠出金は、対前年度比、36億9,448万4千円増額の239億1,675万4千円、定率負担金は、対前年度比、38億7,809万4千円増額の904億3,867万1千円となっております。国庫支出金、県支出金、支払基金交付金につきましては、療養給付費の増額に伴い、それぞれ記載のとおり、増額となっております。

次に26ページ、3、歳出についてですが、こちらも、（１）総括表と（２）主な内容と増減を、併せて御覧ください。まず、保険給付費の療養給付費等は、被保険者数の増加等により、対前年度比、590億227万7千円増額の1兆2,041億967万6千円、審査支払手数料は単価の増額などにより、対前年度比、1億5,983万5千円増額の32億6,645万4千円となっております。また、支払基金拠出金は、子ども・子育て支援納付金の新設及び出産育児支援金の経過措置終了に伴い、対前年度比、54億9,626万1千円増額の63億6,874万3千円となっております。なお、参考に記載のとおり、８年度の平均被保険者数は1.5%増の138万4,063人、一人当たり医療費は、3.2%増の95万6,024円を見込んでおります。

次に、4、基金の状況ですが、療養給付費等支払準備基金の7年度末の残高は、93億8,215万2千円を見込んでおり、これに、８年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、８年度末の残高は、75億5,118万2千円を見込んでおります。また、保健事業等支援基金の7年度末の残高は、15億5,657万8千円を見込んでおり、これに、８年度中の取崩予定額と、積立予定額を合算し、８年度末の残高は、13億1,591万8千円を見込んでおります。

なお、別冊の議案書の 63 ページから 86 ページに、議案書、予算書を掲載しておりますので、併せて御確認ください。説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

これより質疑に入ります。議場配付資料①、19ページの議案関連質問発言通告表のとおり、議案第 5 号において、既に通告されておりますので、登壇して発言をお願いいたします。白井正子議員の発言を許可いたします。

白井正子議員。

○7 番議員（白井 正子君）

横浜市会選出、日本共産党、白井正子です。

議案第 5 号、令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてです。議案に反対する立場から質問します。これまでも、高額で払いきれない保険料となっていることから、基金の取り崩しなどあらゆる手立てを講じて保険料を引き下げるよう提案してきました。次期の保険料については、剰余金 93 億円活用しても大幅引き上げとなることから、県の財政安定化基金 12 億円を取り崩して上昇抑制したことは評価できますが、それでも、年間一人平均約 1 万 5,000 円の引き上げを見込んだ予算です。これまで、保険料滞納者が増えています。直近の 3 年を見ると、令和 4 年度・2022 年度が 4,460 人、令和 5 年度・2023 年度が 7,038 人、令和 6 年度・2024 年度が 1 万 2,647 人です。今回、引き上げれば、払いきれなくて、さらに滞納が増える懸念があります。国の財政支援、県の財政安定化基金のさらなる取り崩しなどあらゆる手立てで保険料の引き下げが必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（清水 富雄君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いいたします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

白井議員からの御質問にお答えいたします。

国の財政支援については、令和 7 年 6 月に全国の広域連合の総意として、後期高齢者医療制度が持続可能で安定した保険財政運営ができるよう、定率国庫負担割合の増加等、国の財政支援の拡充を要望したところです。また、8・9 年度の保険料率の算定に当たり、財政安定化基金については、基金の設置者である県と協議し、本来の目的である財政リスクへの備えとして、国が示した保有すべき基金残高を考慮した結果、12 億円を計上しています。さらに、剰余金については、7 年度末に見込まれる 93 億円を活用し、保険料率の抑制を図っています。以上、お答え申し上げます。

○議長（清水 富雄君）

よろしいでしょうか。

議案第 5 号について、討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第 5 号について、賛成の皆さまの起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情】

○議長（清水 富雄君）

次に、日程第13、陳情第1号、子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情についてを議題といたします。

議場配付資料①の23ページを御覧ください。本件につきましては、慎重な審査が必要であるため、会議規則第136条及び第141条の規定により、議会運営委員会に付託いたします。この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後3時52分 休憩

午後4時10分 再開

【委員長報告（陳情）】

○議長（清水 富雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第13、陳情第1号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

大槻和弘議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（大槻 和弘君）

ただいま議題となりました陳情第1号につきまして、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。議場配付資料②の1ページを御覧ください。委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、陳情第1号につきましては、不採択とすべきものと決定をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（清水 富雄君）

ありがとうございました。ただいま議会運営委員会委員長より、議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件について、白井正子議員から討論の通告がありましたので、発言を許可いたします。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

陳情第1号、子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう国へ財政措置を求める意見書を提出するよう求める陳情で、神奈川県社会保障推進協議会から出されております。陳情の趣旨には次のように述べられています。子ども・子育て支援金による、新たな社会保険負担について、こども未来戦略では賃上げと歳出改革により実質的な負担は生じないとしており、改正法附則第47条においても明記されたところです。子ども家庭庁は支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保

保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありませんとしています。しかし、歳出改革とはO T C類似薬の追加負担と高額療養費の負担上限引き上げなどで、後期高齢者医療制度の保険料軽減に直接的につながる仕組みとはなっていません。実際はこの4月から、すべての健康保険料に子ども・子育て支援納付金が賦課され、段階的に引き上げられることになっており、実質的な負担増となります。本広域連合が県などとともに要望書を提出したことを踏まえ、国へ意見書提出を陳情しますとあります。実質負担増とならないよう住民からも行政からも国へ求めているのですから、今後の動向を待たずとも、現段階で、本議会でも行動しようではありませんか。国へ意見書提出を求める陳情への賛同を求めて、討論を終わります。

○議長（清水 富雄君）

以上で討論を終結いたします。これより、採決に入ります。陳情第1号について、議会運営委員会より、不採択とすべきとの審査結果の報告がありましたが、報告のとおり、不採択とすることに、賛成の皆さまの起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定いたしました。

【閉会中継続審査】

○議長（清水 富雄君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の3ページから5ページを御覧ください。ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、本件を日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本件につきまして、議会運営委員会申し出のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに、決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（清水 富雄君）

この際、お諮りいたします。本定例会の議決の結果、条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、本定例会における議決事件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（清水 富雄君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

本村広域連合長。

○広域連合長（本村 賢太郎君）

本日、長時間にわたり多数の議案を御審議いただきましたことに、厚く御礼申し上げます。今後も、引き続き後期高齢者医療制度への、御理解、御協力をくださいますようどうぞよろしくお願いいたします。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（清水 富雄君）

これをもちまして、令和8年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会いたします。長時間にわたり御協力いただき、誠にありがとうございました。

午後4時17分 閉会

○議決結果等

議 案	件 名	結 果
承認第 1 号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴えの提起）	承認
議案第 1 号	神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第 2 号	令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について	可決
議案第 3 号	令和 7 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	可決
議案第 4 号	令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	可決
議案第 5 号	令和 8 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	可決
陳情第 1 号	子ども・子育て支援金制度の保険料負担が実質負担増とならないよう財政措置を求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 清水 富雄

議 員 河野 ゆかり

同 阿部 英光